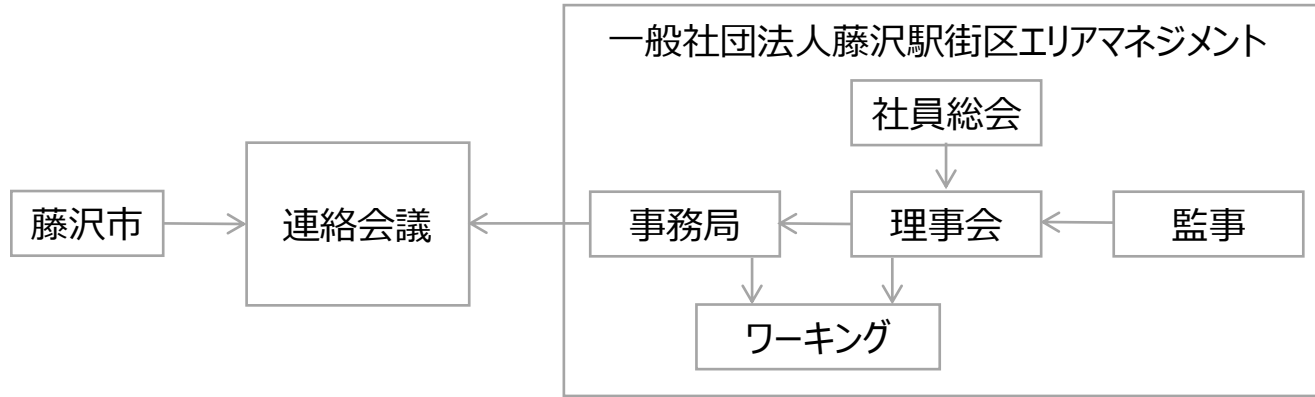


エリアマネジメント組織構成の考え方

①社員	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢駅街区周辺に事業所を置く事業者及び地権者（企業）で構成し、藤沢市は社員とならない（下記にあるように連絡会議で位置づけ）
②会員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員（社員）、準会員、賛助会員、特別会員の4種類で構成 <ul style="list-style-type: none"> ・準会員は藤沢駅街区周辺に事業所を置く事業者及び地権者で個人も含めるとする。また、負担額も正会員と差をつける ・賛助会員はエリアを問わず、賛助してもらえる事業者、個人、団体を含める ・特別会員は営利を目的としない団体とし、町会や行政を含める
③理事構成	<ul style="list-style-type: none"> ・理事は社員から選出することを基本とするが、社員以外の理事就任も可能とする
④会費等の考え方（事業収入以外の資金確保）	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員の会費は一律とする（理事を出す組織は多く出すなどの措置は取らない） ・協賛金を受け付ける他、基金設置を行い、基金拠出の要請も行う ・藤沢市からは負担金（補助金）という形で資金拠出を行う事を想定 ※基金設置については定款に記載するが、会費額等は会員規則で整理
⑤機関構成	<ul style="list-style-type: none"> ・社員総会、理事会、監事を置く ・理事は3名以上、監事は1名以上とする。 ・理事の中から代表理事、専務理事を置く
⑥意思決定構造	<p><社員総会：すべての社員によって構成、議決権は社員1名につき1票></p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員を選任／予算の決定、決算の承認／事業計画の決定、事業報告の承認／定款の変更／本会の解散／その他本会の重要事項 <p><理事会：すべての理事によって構成、議決権は理事1名につき1票></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員の入会／各種規則の創設・改廃／総会の議決した業務執行の決定／総会への付議事項の決定／理事会の設置・廃止及び内規／事務局の体制及び運営
⑦事業推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局及びワーキングを設置 ・連絡会議を設置し、行政や事務局との意思疎通、連携を担保
⑧減免・無料	<ul style="list-style-type: none"> ・公共空間の活用について減免等を検討

エリアマネジメント組織の運営体制



エリアマネジメント組織の事業スキーム

